

公益社団法人青森県社会福祉士会被災地支援活動助成事業実施要綱

(目的)

第1条 被災地支援活動助成事業（以下「本事業」という。）は、公益社団法人青森県社会福祉士会（以下「本会」という。）が、会員が行う被災地支援活動に対してその経費の一部を助成することにより、その活動が円滑に行われるよう支援することを通じて、被災された人々の権利の擁護及び福祉の向上を図ることを目的とする。

(事業内容)

第2条 本事業は、本会の正会員（以下「会員」という。）が、次の各号に定める場合において、被災地支援活動を行った際、助成を行うものとする。

- 一 青森県災害福祉広域支援に関する協定（平成28年10月13日）に基づき、青森県の要請を受けて被災地に派遣される場合
- 二 被災地の福祉関係機関・団体等から会員の所属する職場・機関に対して行われる派遣要請に基づき派遣される場合

2 助成の対象経費は、次の各号に掲げる支援活動により発生する会員の日常生活に伴う費用とする。

- 一 支援活動に伴う水分、栄養補給
- 二 支援活動期間中の衣類の購入、洗濯
- 三 家族との連絡、通信費用
- 四 その他、支援活動により発生する日常生活に伴う費用

(助成額)

第3条 助成額は、1日に付き3,000円とする。ただし、支援活動期間を通じて、その上限を3万円とする。

(申請方法)

第4条 助成を受けることを希望する会員は、あらかじめ別紙1により、本会会長あて、助成申請を行うものとする。

2 本会会長は、申請内容を審査し、適当と認められる場合は、別紙2により助成決定を行うものとする。

(請求方法)

第5条 助成の決定を受けた会員は、派遣期間終了後、別紙3に派遣に係る証明書を添

付し、本会会長に費用を請求するものとする。

2 本会会長は、請求内容を審査し、請求から15日以内に、助成金を支払うものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、本会会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年7月15日から施行する。

別紙 1

平成 年 月 日

(公社) 青森県社会福祉士会会長 様

申請者 住 所
氏 名
会員番号

青森県社会福祉士会被災地支援活動助成申請書

このことについて、公益社団法人青森県社会福祉士会被災地支援活動助成事業実施要綱第4条に基づき、下記のとおり助成金を申請します。

記

1 派遣要請元

2 派遣主体

3 派遣先

4 活動予定期間 平成 年 月 日～平成 年 月 日 (日間)

5 主な活動内容

6 助成金申請額 円

別紙2

青社福士第 号
平成 年 月 日

様

公益社団法人青森県社会福祉士会
会 長 鳴 海 春 樹

青森県社会福祉士会被災地支援活動助成決定通知書

平成 年 月 日付けで申請のあったこのことについて、下記のとおり決定しました。

記

1 助成金の額 円

平成 年 月 日

(公社) 青森県社会福祉士会会長 様

申請者 住 所
氏 名
会員番号

青森県社会福祉士会被災地支援活動実績報告書兼助成金請求書

平成 年 月 日付け青社福士第 号で決定を受けたこのことについて、
公益社団法人青森県社会福祉士会被災地支援活動助成事業実施要綱第5条に基づき、関係書類を添えて下記のとおり活動報告を行うとともに、助成金を請求します。

記

- 1 派遣要請元
- 2 派遣主体
- 3 派 遣 先
- 4 活動実施期間 平成 年 月 日～平成 年 月 日 (日間)
- 5 主な活動内容

6 助成金請求額 円

7 振 込 先

銀行(金庫・組合)		支店
普通・当座 預金	口座番号	
口座名義人		

8 添付書類 派遣期間・派遣内容について証明できる書類の写し